

消費者の方へ 訪問購入のトラブルに注意してください!

訪問購入とは・・・

消費者の家を購入業者が訪問し、消費者の貴金属やブランド品などを買取るものです。



以下のようなトラブルが見られます



- ・電話では・・・
「いらない着物を買う」「査定だけ」
- ・実際に家に来た時には・・・
「指輪やネックレスを売ってくれ」と言われた。



- 契約後、クーリング・オフを申し入れた。
- 「買取りの場合はクーリング・オフできない」「キャンセル料がかかる」と言われた。

○トラブルを避けるために

- ・依頼をしていないにもかかわらず、購入業者が突然家に来て買取りをすることは、法律で禁止されています!
- ・そのような業者は**家に上げない**ようにしましょう!

○もし買取りをしてもらうことになった場合・・・

契約書などの書面を受け取ってから**8日間**は

- ・**クーリング・オフ（契約をなかったことにする）**
- ・**手元に引き続き置いておくこと**ができます!

呼んでないのに業者が来たときや強引に品物を買取られたときなどは、電話しましょう

消費者ホットライン（局番なし）



お近くの消費生活相談窓口を案内します。
(土日祝日も相談できます。)

事業者の方へ 守ってください！訪問購入のルール

↓チェックを入れて確認しましょう！

しつこく勧誘していませんか？ →適切な勧誘

以下のような勧誘は禁止されています。

- ・突然訪問して勧誘する。
- ・消費者から査定の依頼を受けて訪問し、買取りの勧誘をする。
- ・消費者が断ったにもかかわらず再び勧誘する（再勧誘）。
- ・買い取る物品の種類を明示せずに勧誘する。



契約書を渡しましたか？ →書面の交付

法定事項（※）が記載された書面を消費者に交付しなければなりません。

※物品の種類や特徴、購入価格、引渡し拒絶やクーリング・オフに関する事項など。



理由を問わず解除に応じなくてはなりません！

→クーリング・オフ

書面の交付から8日以内は、消費者によるクーリング・オフに応じなくてはなりません。



品物を手元に置いておけることを告げましたか？

→引渡し拒絶の告知

書面の交付から8日以内は物品の引渡しを拒むことができる旨を、消費者に告知しなくてはなりません。



第三者と消費者の両者に通知しましたか？ →書面の交付から8日以内に物品を第三者へ引き渡す際の通知

書面の交付から8日以内に第三者に物品を引き渡す場合、以下の通知をしなくてはなりません。

- ・クーリング・オフの対象物品であること（対第三者）。
- ・第三者の連絡先や引き渡した年月日など（対元々の売主である消費者）。



ただし、以下の物品や取引態様は規制の対象となりません。

物品



自動車
(2輪のものを除く。)



家具



家電
(携行が容易なものを除く。)



本、CDやDVD、ゲームソフト類



有価証券

取引態様

- ・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- ・事業者が得意先を定期的に訪問して注文を受ける取引（御用聞き）の場合
- ・継続的な顧客との取引の場合
- ・転居に伴う売却の場合